

司法書士の主な仕事

不動産の登記

土地建物をめぐる様々な権利変動（売買・贈与・相続、抵当権設定・抹消など）について、不動産登記の専門家として、国民の権利保護に寄与しています。

会社・法人の登記

会社・法人設立・役員変更等、会社・法人に関する登記申請はもちろんのこと、企業法務に係るアドバイスを行っております。

裁判の手続

裁判所への提出書類の作成

訴状や答弁書のほか、個人再生や自己破産、離婚調停や遺産分割調停、相続放棄申述など、裁判所に提出する書類の作成を行っております。

簡裁訴訟代理等関係業務

簡易裁判所代理の認定を受けた司法書士は、訴えの利益140万円以下の簡易裁判における民事訴訟・民事調停手続、裁判外和解交渉を依頼者の代理人として行います。

成年後見

高齢者や障がいのある方の財産管理や身上監護など、判断能力の不十分な方を支援しています。

財産管理

相続財産継承業務、民事信託等の様々な手続を行います。また、相続財産管理人、不在者財産管理人、遺言執行者などにも選任されています。

供託

弁済供託など、様々な種類の供託を、代理人として行うことができます。

法律相談

上記のような司法書士業務に関連する相談はもちろん、賃貸借や遺言など『身近な暮らしの中の法律家』として各種の相談に応じております。

無料電話相談について

～鳥取県司法書士総合相談センター～

●不動産の相続、贈与、売買等の登記手続に関する相談 ☎(0857)27-4165

●遺言、高齢者の財産管理に関する相談 ☎(0857)27-4165

●少額訴訟、各種裁判手続に関する相談 ☎(0857)27-4166

●クレジット、サラ金問題、債務整理等に関する相談 ☎(0857)27-4168

●成年後見制度等に関する相談 ☎(0857)27-4160

相談の受付時間

毎週月～金曜日 午後1時から4時（祝祭日を除く）

※局番は0857（鳥取市局番）ですが、県内どこからおかけになっても最低通話料金のみで当番司法書士が相談にお応えします。

無料面談相談について

鳥取県東部、中部、西部各地区において毎月1回無料相談会を開催しています。

※原則として事前予約制です。具体的な相談日程は鳥取県司法書士会HPにてご確認ください、下記予約電話番号にてご予約ください。

予約電話番号 (0857) 24-7024

受付時間：午前9時～午後5時（土日、祝祭日を除く）



私達は、こんな取り組みをしています。

We will assist you.

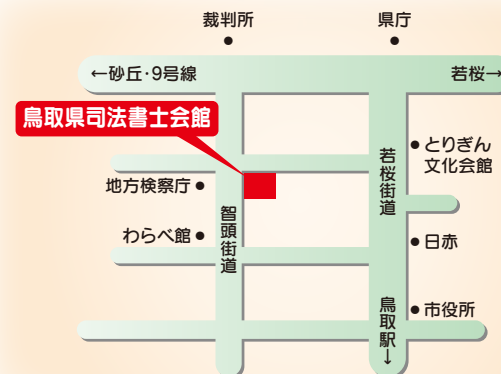


鳥取県司法書士会

TEL 0857-24-7013(代表)

〒680-0022 鳥取県鳥取市西町1丁目314番地1

<http://www.tottori-shihoshoshi.jp/>



成年後見への取り組み

成年後見制度は、2000年（平成12年）4月にスタートした、判断能力が不十分な方々を、法律面・生活面で保護したり支援したりする制度です。

○任意後見制度

今は元気だが、将来、判断能力が不十分になった時に備えるための制度です。

○法定後見制度

既に判断能力が不十分となっている人にかわって、法律行為をしたり、被害にあった契約を取り消したりする制度です。判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3つに分かれます。

<ご相談は…>

任意後見制度は公正証書による契約となりますが、法定後見制度は家庭裁判所での手続きとなります。

司法書士は、裁判所提出書類の作成の支援もその仕事としております。また、専門職後見人としては、司法書士が一番多く選任されている実績があります。

成年後見制度の利用開始から、法律専門職の後見人の支援をご希望される場合には、司法書士へご相談ください。

消費者教育・法教育の取り組み

高校生のための法律教室

これから社会人になっていく高校生のために、平成7年から継続して県内の高校に講師を派遣しています。

講師派遣事業

市町公民館において、「相続の基礎知識」、「成年後見制度について」等の講師派遣事業を行っています。



相続が発生したら、 まず司法書士へ

相続手続は、放置すればするほど複雑になり、手続自体が困難になるケースも増えていきます。相続手続をお考えの方は、なるべく早めに司法書士にご相談ください。

司法書士は、財産管理業務として、相続人全員からの依頼により、亡くなられた方の不動産、預貯金等の財産を整理・管理し、遺産分割手続のお手伝いをすることができます。

※不動産や預貯金等の相続手続に必要な相続関係戸籍一式の代用とすることができる法務局発行の法定相続情報一覧図の作成申出も、司法書士にお任せください。

所有者不明土地問題への取り組み

近年、所有者不明土地問題が大きな社会問題としてクローズアップされています。

土地の所有者が不明なままだと、土地が荒廃したり、売買等ができず土地の流動性がなくなったり、街の再生や大規模災害からの復興の足かせにもなります。

所有者が不明な土地が生じる最大の原因は、相続登記がなされないことです。

司法書士は、法務局、市町村と連携し、隣接士業とも協力しながら、この問題の解決のための啓発活動や相談事業に取り組んでいます。

空き家問題への取り組み

司法書士は、市町村の空き家対策協議会の委員を務めたり、司法書士会と市町村との協定により相談員を派遣しています。また、空き家の利活用にも協力しています。

空き家は人口減少、地方過疎により今後益々増加していくといわれています。空き家の放置は私たちの住む町の荒廃にも繋がります。

空き家に関する登記・法律問題は、司法書士へご相談ください。



鳥取県司法書士会調停センター



かいけつサポート

法務大臣による裁判外紛争解決の認証制度
認証番号 第129号

当事者同士での話し合いを十分にしてみませんか。
わたしたち司法書士が話し合いをお手伝いいたします。

Q 裁判所で行う裁判や調停とは、どう違うのですか？

A 当センターは司法書士が同席する当事者同士の話し合いの場です。話し合いの日時や場所を当事者自らが決められることや、当事者が原則として同席、対面のうえ、話し合いを行う点が裁判所の調停と異なります。また司法書士が裁判官のような立場で判断をくだすことは一切ありません。

Q どのようにして話し合いを進めるのですか？

A 当事者がそれぞれ交互に自分の考えや気持ちを話します。担当司法書士は、中立・公正な立場から話し合いを促します。

Q どのようなトラブルに利用できますか？

A 民事に関するもので、その額が140万円以下のものに限ります。
たとえば
・お金のトラブル ・職場のトラブル
・不動産の賃貸借のトラブル
・近隣トラブル ・交通事故 などです。

利用料金のご案内

- 申込手数料：5,000円【申込人負担】
- 期日手数料（第1回）：5,000円【申込人負担】
ただし、期日が開催されない場合は返還
- 期日手数料（第2回以降）：申込人・相手方
各自5,000円
- 合意成立手数料：6,000円特段の合意がない限り、
申込人・相手方均等負担（手数料すべて税込）

2020年3月31日までに申込がなされたものにつきましては、
上記手数料は全て**無料**にてご利用いただけます。

お問い合わせ先 電話番号 (0857) 24-7024



法務大臣の認証を取得した民間事業者は、「かいけつサポート」の愛称と、ロゴマークを使用することが認められています。